2. 証明方法(証明の連鎖)

20. 全般



分別管理は具体的にどのようにすればよいのか。

20-1



入出荷、加工、保管の各段階において証明材と非証明材とが混在しないよう、例えば場所を区分する、 ペンキ等で表示するなどの分別管理の方法を定めて、これに従って実施することが考えられます。



それぞれの木材の原産地を明らかにする必要があるのか。

20-2



伐採に関する法的手続が適正になされた合法証明材であれば原産地が異なるものが混ざっても問題はありません。従って、原産地までの流通経路をたどれるようにする必要はありません。



ガイドラインに「証明に必要な事項を納品書等に記載することで証明書に代えることができる」(3(2)②オ(ア))とあるが具体的にはどのようにすればよいのか。

20-3



納品書に、団体認定番号、合法木材であること等を記入 (スタンプも可) することで証明書とすることができると考えております。参考までに、業界団体が作成した「納品書等を活用した証明書様式 (例) 」をお示ししますのでご覧下さい。 (p32の別添1 納品書を活用した証明書様式 (例))



製品に合法性証明書が添付されている場合の取扱いはどうなるのか。

20-4



証明に必要な事項が記入された証明書が梱包等が行われた製品に貼り付けられ、又は印刷されている場合で、これを購入した事業者(A)がこれの引き剥がしや開封を行うことなく次の事業者(B)にそのまま引き渡した場合は、Aの事業者は新たに証明書の発行やこれに係る書類管理を行う必要はないと考えております。



ガイドライン4に記載されている「一定期間保管」とは具体的には何年なのか。

20-5



会計法上、国と国以外の者の金銭債権の時効は5年となっていますので、事業者は5年間は保管しておくことが望ましいと考えています。

20. 全般



ガイドライン4に記載されている「証明の根拠を求められた場合」について、具体的にどのような場合に証明の根拠を求められるのか。

20-6

A

調達者の判断によりますが、基本的には他の調達物品と同様に、合法性等を疑うべき合理的な理由がある場合(特定の製品の合法性に証拠を持って疑念が指摘されるなど)には、証明の根拠となる書類を求めることになるものと考えられます。この際は、納入業者が証明の根拠となる書類を整備の上、責任をもって説明を行う必要があります。



ガイドラインで示された3つの証明手法をミックスしての証明も認められるのか。

20-7

A

伐採から加工・流通までの各段階において、3方法のいずれかにより証明がなされ、証明の連鎖がなされていれば、3方法をミックスした場合にも合法証明材となります。例えば、森林認証を取得した森林の立木をCoC認証事業者が素材生産を行い、その原木を団体認定を取得した製材工場が合法性の証明された製材品として出荷し、さらに二次加工業者等が個別企業の取組みにより証明するということもあり得るものと考えます。



いかなる団体にも所属していない業者はどう対応すべきか。

20-8

4

ガイドラインでは、3つの証明方法を例示しており、業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法のほかにも、森林認証やCoC認証を活用した証明方法、個別事業者の独自の取組みによる証明方法があり、いずれかの方法により対応していただくことになります。この際、業界団体に所属し、事業者認定を受けることも考えられますし、木材表示推進協議会のように、オープンな形で事業者からの申請を受け、審査し、認定している機関もあり、このような機関を活用していただくこともできます。

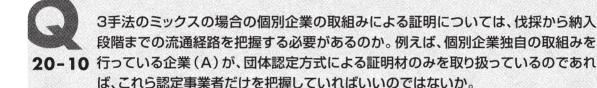




当面の間は、伐採届の付いた合法証明木材と何も証明のない材とが大量に出てきて これらを仕分けして下に流すのは、非常に難しい。(伝票を分けてつけるほどのメリットが無いため、実施がかなり難しい。)



証明材と非証明材の分別管理ができることが、合法性証明書を発行することができる事業者の要件(森林認証方式、団体認定方式、個別企業独自方式とも共通)ですので、工夫して対応して下さい。なお、今回の合法証明の取組みについては、当面、政府調達に係る木材・木材製品について必要となりますが、地方公共団体においても、グリーン購入法上、努力義務が設けられていますので、早い時期に都道府県、市町村段階での木材製品の調達についても合法証明が必要になるものと考えております。また、民間企業の中には、「木材の調達に際しては、合法性等が証明された木材の積極的な利用を推進する。」との方針を表明している大手住宅メーカーもありますので、いずれ民間部門にも合法証明材の利用推進の輪が大きく広がるものと考えています。以上のことから、(コストのかかる分別管理を必要としないよう、)出荷業者に対して、全ての木材に合法証明書をつけるように強く要求し、全て合法木材となるようにしていただければと考えております。





個別企業による証明は、様々なものが想定されますが、いずれの場合も、取り扱う木材の合法性をいかに信頼性を確保しつつ証明するかにかかっているかと思います。そのためガイドラインでは、例示として、流通経路を把握、行動規範等の作成、取組み内容の公表等を求め、事業者の取組み状況を第三者の目に触れる形にして、信頼性を高めることとしております。質問の場合は、認定事業者から受領した木材及び証明書を確認の上、これを証明のスタートとして、前述の主旨を踏まえて、個々の事業者の責任において、行動規範等の作成、公表等を行い、証明に取り組んでいただければと考えております。なお、企業独自の取組みを行っている企業(A)が同様に企業独自の取組みを行っている企業(B)に材を納入した場合は、同企業(B)も前述の主旨を踏まえて、対応していただくこととなります。



合法性の証明をするのに第三者の認証は必ず必要か。チップ、木粉など原産地 (伐採証明) がロット毎に把握できにくいものがある。

20-11



ガイドラインでは3つの証明方法を例示しており、このうち①森林認証を活用する方法、②業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法、については、それぞれ第三者機関(業界団体を含む)からの認証(認定)が必須となっています。また、③企業独自で行う証明方法については、第三者の認定は必要とはしておりませんが、証明の信頼性を確保するために、その取組み状況について、第三者による監査等を行うことが望ましいと考えております。

20. 全般



3方法をミックスした場合は合法証明材といえるのか。例えば、海外のサプライヤー が森林認証を取得して製品を供給し、流通業者が団体認定を取得した場合は。

20-12



伐採から加工・流通までの各段階において、3方法のいずれかにより証明がなされ、証明の連鎖がなされていれば、3方法をミックスした場合にも合法証明材となります。



購入した製品について購入者自らがそれまでの証明の裏付けを行う必要があるのか。

20-13



国等への納入の途中段階の業者にあっては、ガイドラインに書いてある3つの証明方法をとっていれば、 疑いのある場合を除き、基本的にそれ以上の証明の裏付けをとる必要はありません。



加工・流通段階において納品書を活用する場合、どのようなことを記載すればよいのか。

20-14

納品書には、出荷元、出荷先、品目、数量、年月日、住所等が記入されていることから、これに団体認定番号、合法木材であることを記載(スタンプも可)することで、証明書とすることができます。

		-	納品書	島 (出	荷伝票	票)	番号2005010001 平成 年 月 日	
○○○木材 (株) 殿 住所:○○市○○字○○ 発地(出荷場所)○○○製材所 着地(納入場所)○○○木材						認定工場 氏名:L 住所:(○製材所 場番号: □□県木連第○○1号 山田一郎 印 ○○県○町○1丁目2番地 XXX-YYY-ZZZ	証明に必要な事 (認定番号)を 載して下さい。
着地(納)	(場所) () () ()	24140 C	O ECHHIII-					
着地(納)		数量	単材積	材積	単価	金額	備考	
				材積	単価	金額	備考	
				材積	単価	金額	備考	
				材積	単価	金額	備考	
				材積	単価	金額	備考	

21. 森林認証制度



森林認証制度には具体的にどのようなものがあるのか。

21 - 1

4

我が国で生まれた認証制度としてSGEC (Sustainable Green Ecosystem Council)があり、世界的には主に以下のようなものがあります。

- ·FSC (Forest Stewardship Council)
- •PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification)
- ·SFI (Sustainable Forestry Initiative)
- ·CSA (Canadian Standards Association)
- ·LEI (Lanbaga Ecolabel Indonesia)
- ·MTCC (Malaysia Timber Certification Council)



すべての森林認証制度が合法性、持続可能性を満足しているのか。

21-2

Z

当面、「森林に関する法令の遵守」及び「持続可能な森林経営のための制度的枠組み」について審査基準に規定されており、証明書の発行者等が合理的に説明できると判断したものは、合法性、持続可能性を満足するものとして取り扱うことを考えています。



森林認証を受けた森林から産出された木材が、CoC認証を取得した事業体を通じて納入される場合は、これら事業体はどのように証明すればよいのか。

この場合は、分別管理は認証の前提とされていることから担保されており、また、証明書は認証マークが押印された伝票で代用することが出来ますので、特に新たに行っていただくことはないと考えます。ただし、納入業者にあっては、調達者の求めに応じ、納入者の納入製品が認証材であることを記述した証明書を提出していただく場合があると考えます。



CoC認証を取得していない事業体が認証マークの押印された木材製品を取り扱った場合、合法性等の証明はどのようになるのか。

21-4



認証材については、CoC認証を取得していない事業体が取り扱った時点で認証材として流通させることができなくなります。しかし、この場合においても、例えば、当該事業体が団体認定(合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品を供給する取組みが適切であることを森林・林業・木材産業関係団体に認定してもらうこと)を受けていれば、CoC認証事業体から引渡しを受けた認証材であることを根拠として、合法性等の証明を行うことが可能と考えています。

21. 森林認証制度



森林認証材については、「認証マークが押印された木材・木材製品、伝票等をもって 証明されることが必要である」(ガイドライン)とされているが、どのような伝票が必要なのか。

4

森林認証材であることは、出荷書類に通常記載されている出荷者、発行日、品目、数量などの他に、① 出荷者が当該制度により認証を受けた責任ある取扱者 (CoC認定取得者) であることを示す認証番号、②当該制度による認証材であることを示す記述がなされていることで、わかります*。 初めての取引の時にはCoC取得番号が出荷者のものであることを、当該HPなどで確認してください。 (*p37の別添3、p38の別添4 「森林認証材を証明する出荷伝票の例」参照)



製品や梱包に森林認証制度のマークが付されていれば森林認証材であるといえるのか。

4

SGEC、FSC、PEFC等のマークを製品に貼付する条件は各制度とも厳格に規定されており、森林認証木材の一部にしか貼付出来ないことになっています。マークが貼付してあれば森林認証材であるとしてよいでしょう。マークには必ず発行者のCoC番号が記載されているので、信頼出来る者かどうか当該HPなどで確認して下さい。



輸出者がFSCやPEFCのCoCを取得している証明書を提示してきた場合その貨物は合法性、持続可能性が証明されたといえるのか。

21-7

4

出荷者がCoCを取得している*ことはその貨物が森林認証材であることの条件ですが、それだけでは十分ではありません*。かならず、船荷ごとの出荷伝票で記載事項を確認する**か、製品に貼付されたマークなどで確認してください。

(*p35の別添1、p36の別添2 森林認証CoC取得証明書の例、

**p37の別添3、p38の別添4 森林認証材を示す出荷伝票)



森林認証木材が証明書にミックスとか〇〇パーセントなど、分別管理していないと思われる記載がある場合でも合法性、持続可能性を証明したことになるのか。

21-8



合板、パーティクルボード、紙などの製品では、FSC製品のマークや伝票にFSCmixed、FSC-recycledなどと記載される例があり、またPEFCでもパーセンテージ表示で記載されている場合があります*。この場合、当該認証木材とそれ以外の木材が分別されず製品に混ざっていることを示しています。ただし、SGEC、FSC、PEFCの場合、認証木材であることを表示する条件として、混入する認証木材以外の木材についても一定の管理下におき、少なくとも合法性は確認されたものであることを要求しています。よって、森林認証木材の分別管理がなされていなくても、上記の制度の場合は(持続可能性は別にして)合法性は確保されているといえるでしょう。その他の森林認証制度の場合は、そのことを確認してください。(*p37の別添3 森林認証材出荷伝票パーセント表示)

SGS

森林認証CoC取得証明書の例

Cartificate SGS-CCC-0889

The management system of

Pan Pac Forest Products Ltd

1161 SH2 Wairca Road North Private Bag 6203 Napter NEW ZEALAND

has been assessed and to products without a receiving the requirements



For trose products detailed in the chart estable and derived for

Well managed forest

This certificate is valid from 14 January 2007 until 13 January 2012 Issue 3 Certified since January 2007

> This is a multi-site certification scheme Additional site details are listed on the subsequent page

> > A Representati

806 Swith Africa Phyliade Gualifus Programme PIO Eco 5472 Hattway House 1985, UHI 5 WIS Plant 366 George Road Flandesport, Widarid S.A. 1 • 27 (2) 11 002 1441 | F • 27 (5) 11 002 • 500 | <u>Windows Construction</u>

The certificate remains the property of SCCs and another returned open request

Fore Lot

177

FSC

NSCERGENS 750 Sebetet P. 1995 Nam Sevenbela Sevent K.S 750-400-45

Additional facilities

The purchase at mill of pinus radiata sawlogs and the production and sale of rough sawn lumber and remanufactured FSC mixed products under the credit system.

上記の証明書は当該会社の資格を証明しているものであり、合法性・持続可能性の証明のためにはそのほかに船荷ごとの証明が必要となることに注意

上記の会社を審査した結果、 同社の製品CoCの基準に合致 することを証明する

付属書に記載された製品は適 切に管理された森林から生産 されたものである

> 有効期限は○○から ××までである

森林認証に関する証明書の例 米国のSFIの森林認証の例

KPMG

Certificate of Verification

This is to confirm that KPMO Performance Registrar Inc. but werefied that

会社名 〇〇社

... Cardanas with the requirements of the American Forces & Paper Association's

Sustainable Forestry Initiative® (SFI) Program

This worklessian applies to the following forces areas

Coastal Woodleads Operations

この認証は下記の森林区域に 適用されるものである

KPMG社(森林認証のコンサルタント会社)は○○社が米 国林産物協会によるSFIプロ

グラム (米国の森林認証制度 の一つ) の要求に従っている

ことを認める

This methanian is given enforce the same and methodor generate piet ast of this confidence as developed their members forward EPAD Performance Register has not the letter destruct Consideration from the Sambalade France Henry than 3 years of confidence with effective and the Sambalade France Henry than 3 years of confidence with effective formation layer for the test confidence.





Interest language 15, 2001 Resemble Direct Leading 2, 1804 Employ Dest. Brokey 14, 2005

Makeel L. Nessedet, RFF, CEN/STM) Postdoor

KIMG Forkmant Regions Inc. Vancerus, S.C., Canda V/Y IKS

米国の森林認証の一つであるSFIの森林の管理基準を、○○社の海岸地域の社有林の管理が満たしていることを証明するもの。この証明書が、ある製品の合法性を証明するものではないことに注意。ある出荷物の合法性を証明するためには、商品を特定して、合法性を証明することが必要。

森林認証材を証明する出荷伝票の例 パーセント表示

出荷者名

Coc W11 853544

вы солото принципального почение в принципального почение в почен	Person se	PLement	10	
(Tulks)				Pendles
be ben eine en Lincomitée	,	4.74t	25,342	Bed
DO 019 050 00 100125m2001	*	2-486	\$4.443	100
50 65W 838 85 18x17x2566	*	5.953	59,794	***
54 679 NSS ES \$2a83a2426		1.66	3.330	334
to been the electronical		5-56	34.244	114
	Programme and the second second second	and on the section will be a second or the second of the section of the second or the	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR	
Paneral	**		PR. 5.55	

PRPC Certificated Chilenn Andiata Pime Milo Seled Boards Puly 25 , 2008

and in the unrefactured of this protly envisited as resting to

この製品を製造するにあたって使用した 原料の木材のうち、少なくとも70%は、 Certforの基準に合致しているとして第 三者によって認定された、「良好に管理 された森林」に由来するものである。

At least 70% of the wood used in the manufactured of this product/line of products comes from well managed forests that have been independently certified as meeting the requirements of the Certfor standard

COPY

森林認証材を証明する出荷伝票の例

M&O

Schwachhauser Heerstr, 30 A D-28209 Bremon, Germany VON MOHL & OHNEMUS GMBH Holz • Import • Export

> Tel: ++49 421 348580 Fax: ++49 421 3485820 Email: info@mobl-ohnemus.de http://www.mohl-ohnemus.de

YUNOSATO WOOD INDUSTRIES CO., LTD. 156 YUNOSATO, AZA SHIRIUCHI-CHO KAMIISO-GUN, 049-1221 HOKKAIDO, JAPAN



REMEN, 26.04.2008 p.: YUN/MO-1/08-11 TNO. YUN/MO-1/08

CoCの認証番号を併記する ことが義務づけられている

COMMERCIAL INVOICE

SEASHIPMENT BY MV 'HANJIN BREMERHAVEN' ON 26APR2008 FROM HAMBURG PORT TO TOMAKOMAI, JAPAN

POS. QUANTITY / DESCRIPTION AMOUNT EUR

DETAILS AS PER BILL OF LADING NO.: HJSCHAME18635606

BEECH-LOGS

6 X 40 CONTAINER

QUALITY: FRESH CUT BEECH LOGS IN AB40RH, B40RH AND S-PALLET GRADE

DIMENSION: MIN. TOP DIAMETER 40 CM

LENGTH: 4.0 M, 5.0M, 6.0M, 9.0M, 9.0M, 10,0M 11,0M

PRICE TERM: CIF TOMAKOMAI, JAPAN

ORIGIN: FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (EUROPEAN COMMUNITY)

WE HEREWITH CONFIRM THAT THE LOGS ARE OUT OF PEFC CERTIFIED FOREST

我々は、この材木がPEFCの認証森林に由来することを 保証します。

PEFCロゴ

このマークだけでは不十分

この趣旨の記載が記載されて いることが必要 AMOUNT CIF TOMAKOMAI, JAPAN:

VON MOHE & DENEMUS GINER SOVINCE OF SCORE DA D-22/99 EMMEN SO22/194 E DE GEZINATES

Rechtsform Gribh - Sitz Streine - Reg.Ger. A.G. Brewes - HRB: 1720b - Conferenced Bernes.
Strein-16 - 14 / 5862/325 - Ur. D.Mr.: DSR12172266
Geschlichten, Agender von Brod and Urber Osterpess
Konien Berner Lundesbeek 1600442100 (BLZ 2565000) - Convertible AG Streine 1014472 (BLZ 2564000)



どのような「団体」が事業者の認定を行うことができるのか。

22-1

国内、海外を問わず、以下の要件を満たし、そのことを資料等により説明できる団体を考えています。

4

- ・定款、会則等を有すること
- ・団体の意思決定の場(総会等)が確保されていること
- ・事務局に責任ある職員が配置され業務執行体制が確立していること
- ・経理を行い、会計監査も行われていること
- ・継続して活動を行う見込みのある団体であること
- ・当該分野(業種)に関する知見を有していること



「自主的行動規範」には具体的にどのようなことを定めるのか。

22-2

A

事業体の認定等を行う仕組みのほか、例えば、違法伐採材は使わない、政府の違法伐採対策への取組みに協力する、合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進に努力する、他団体との連携を図るといった業界団体の基本姿勢に関する事項が考えられます。参考までに、業界団体が作成した「違法伐採対策に関する自主的行動規範(例)」をお示ししますのでご覧下さい。(合法木材ナビホームページ http://goho-wood.jp/nintei/doc/1kihan.pdf をご参照下さい。)



事業者の「認定等を行う仕組み」とは具体的にはどのようなものか。

22-3

4

事業者認定の要領を定めていただく必要があります。この中に、事業者からの申請の受付・審査、事業者の認定・公表、実績報告の徴収、立ち入り検査、認定事業者の取り消し等の事項を定めていただく必要があると考えています。参考までに、業界団体が作成した「合法性、持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領(例)」をお示ししますのでご覧下さい。

(合法木材ナビホームページ http://goho-wood.jp/nintei/doc/2youryou1.pdf をご参照下さい。)



団体はどのような情報を、どのように公表すればよいのか。

22-4

4

自主的行動規範(認定に係る要領を含む)とあわせて、認定を行った事業体名、合法性等の証明された木材等の取扱い実績の概要などについて公表する必要があります。公表はホームページ上で行うことなどが考えられます。

22. 団体認定制度



どのような証明書を引き渡す必要があるのか。

22-5



参考までに、業界団体が作成した「合法性、持続可能性証明書(例)」をお示ししますのでご覧下さい。 (合法木材ナビホームページ http://goho-wood.jp/nintei/doc/shoumei-c.pdf をご参照下さい。)



森林所有者についても団体認定の必要があるのか。

22-6



森林所有者については、森林の伐採に関する手続を適法に行ったことを示す公的な書類があれば、 これを根拠として合法性等の証明を行うことができます。この場合には、業界団体が森林所有者の 認定を行う仕組みを作る必要はないものと考えています。



納入業者は団体認定の必要があるのか。

22-7



納入業者は政府と合法性等の証明材の納入に関する契約に基づき納入することから、証明に関する 責任を有します。納入業者は調達者に証明書を提出し、求めに応じて説明を行うこととなりますので、 特に団体認定の仕組みを用意する必要はないものと考えます。



団体認定の単位は、工場単位か、それともいくつかの工場等を有する企業の本社が申請し、認定を取得することができるのか。

22-8



事業者認定の重要なポイントは分別管理の体制ですが、分別管理はそれぞれの生産現場である工場等において異なるもの(敷地面積、工場のレイアウト、業務内容等が異なる)でないかと考えられます。従って、事業者認定の審査は、基本的には工場毎に行われるべきものと考えます。なお、認定の申請については、認定する側の体制等が整っていて、認定を受けようとする工場の本社が分別管理、書類管理体制を統一的に整備しているなど、数工場分をまとめて申請し、審査を受けるということはあり得ると考えます。認定は事業所・業種ごとに行われ、原則として、分別管理の単位ごとに、それぞれ別の団体認定番号が付けられることになります。



団体認定を取得した合板工場等が他の製材工場に賃挽き加工を委託した場合の証明 書の発行はどうすればよいのか。

22-9

まず、賃挽き加工を行う製材工場は分別管理を担保しなければなりませんので、団体認定を取得するなどガイドラインに基づく証明のための取組みを行っていただく必要があります。この上で、証明書の発行については、合板工場と製材工場のどちらが行ってもよいように思われますが、材の流れ等の実態を踏まえ判断していただければと考えます。



森林所有者が自分で伐採した原木を販売するときに合法性を証明するためには、森林所有者は団体認定を取得する必要があるか。

22-10

森林所有者が自分で伐採した原木を販売する場合であっても、立木の伐採、玉切り、はい積み、運搬等の各段階において、証明材と非証明材が混じらないように分別管理する必要があり、この適切な実施を担保することが必要です。このため、原則として、一般の素材生産業者と同様に業界団体からの認定を取得した上で、証明を行うことが適当であると考えています。なお、森林所有者が自分で行う伐採であっても、伐採量、伐採の頻度、実行形態等その実態は様々であると考えられますので、地域の実情に通じている原木市場等の業界関係者において、これらの原木について、どのように分別管理を担保し、合法性を証明するかについて、証明の信頼性を確保する中で、原木市場により代行証明を行っていただくなどの工夫をして対応していただければと考えております。



原木市場による代行証明とはどのような仕組みか。

22-11

4

原木市場ないし原木の共販所など原木流通の拠点で、出荷者が伐採業を営んでいないなど業界団体認定を受けられない特殊な事情がある場合、当市場が集荷された物件を、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」3(3)「個別企業等の独自の取組みによる証明方法」に準じて、合法性、持続可能性を証明する手続きを定めて、独自に証明する方法です。詳しくは企業独自の取組みの当該問をご参照下さい。



22. 団体認定制度



原木市場では基本的に元々納品書を出荷者からもらっていない。市にかけるときに 選別機にかけたり、検知したりして入荷量が初めてわかるのであって、文書管理をし 22-12 ろといわれても新たに書類を作るようになってしまう。 具体的にどのようにすれば文 書管理している事になるのかご教示願いたい。また、実行されている会社、組合の具

業界団体認定のパンフレットに記載されているように、原木市場の出荷者(素材生産業者)が納品時 に渡す証明書は、「(伐採許可書、適合証明書など)もらった証明書に事業者名、認定番号等を記載し て渡す」としており、伝票がやりとりされていることを前提としていません。

上記の証明書を保管しておくことが文書の管理となります。

体的書類の例を示していただけないか。

なお、上記の出荷者が業界団体認定を受けることが難しい場合等は、原木市場が代行証明をする什 組みを作ることが可能です。



実際に団体認定を取得したが、どうやって証明を行えばよいのか。

22-13

加盟団体から認定されたA業者は、証明材の出荷に際し、証明書を作成し、B業者という出荷先へ引き 渡します。証明書書式は、団体が提示する「合法性等証明書」(記載事項は団体認定番号、会社所在地、 会社名、代表社名、樹種、品目、数量など)や既存の納品伝票に「合法性等証明書」と同様の事項を追 記します。B業者(認定事業者)は、次の出荷先に、A業者の証明書を引き渡す必要はありません。



建材メーカーが床材、階段材、窓枠、室内ドアなどを生産・販売する場合、床メーカー で構成する団体からの認定で他品目の証明を行えるのか。

22-14

前述のとおり、認定団体が当該業種(品目)に関する審査を行うことができる体制を確保している場 合は可能です。認定は事業所・業種ごとに行なわれ、原則として分別管理の単位ごとに、それぞれ別 の認定団体番号が付けられることになります。



素材生産業と製材業など複数の業種を兼種している場合、それぞれ別の団体から認 定を受けなければならないのか。

22-15



所属している団体に複数の業種に関する審査体制がある場合、その団体が一つの事業体をそれぞれ の業種(素材生産業、製材業等)ごとに審査して、複数の業種を認定することができます。認定は事 業所・業種ごとに行われ、原則として分別管理の単位ごとにそれぞれ別の団体認定番号が付けられ ることになります。



業者が任意に集まったどのような団体でも認定団体になれるのか。

22-16

定款、総会の記録、事務局体制などから継続的に活動を行っていることが説明できる団体であること が必要とされています。*

(*Q22-1 参照)



仲買などで、自前で「合法木材とそれ以外の木材・木材製品を分別して保管すること が可能な場所を有してない場合」の分別管理はどうすればよいか。

22-17



産地と工務店の間の仲買などを商売とする場合で、自前で「合法木材とそれ以外の木材・木材製品 を分別して保管することが可能な場所を有してない場合」は、自社の保有地でなくても、取引先の製 品置き場の一角を自社の合法木材製品の置き場として明確にしておくこと(契約書・覚え書きになど) により、分別管理を行うことは可能です。

複数の仲買者が存在する場合もすべての仲買者が製品を保管している企業(認定事業体)との間で、 契約等により関係を明確にしておく必要があります。

中間流通業者が介在し、メーカーから工務店に現物が直送される場合、業界団体認定を受けたメー カーが直接工務店に証明書を送ることも可能です。



県木連の合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領(全木連のひな形を 含む。)には、認定の要件として、「分別して保管することが可能な場所を有している」 22-18 こととされているが、素材生産業の場合は、通例丸太の分別管理場所を自社で所有し ていない場合が多い。その場合事業者を認定することができないのか。



合法木材供給事業者認定申請の際に分別管理及び書類管理方針書に「合法木材と他の木材が混在 のおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、合法木材とそ の他の木材が混在しないよう分別管理をする」旨を明記し、事業者認定を行う審査委員会等で認め られれば素材生産事業者が分別して保管する場所を有しない場合であっても事業者認定は可能です。

23. 企業独自の取組



「規模の大きな企業等」とは具体的にどのようなものか。

23-1

A

規模の大きな企業に限定しているわけではありません。中小企業であっても森林の伐採段階で手続きが合法に行われていることや、その後の流通段階で分別管理が適切に行われていること等を把握できることなどにより合法性の証明を行うことは可能であり、当該方法による証明を行うことができるものと考えています。



「森林の伐採段階から納入段階等に至るまでの流通経路等を把握」とは具体的にはどういうことなのか。

23-2

4

例えば、以下の方法により"流通経路等を把握"することが可能と考えられます。

- 1. 納入業者等が伐採から受入れに至るまでの事業者と合法証明材の供給に関する協定等(伐採に 当たっての法的手続、分別管理・書類管理体制の確保、公表等を含む。)を締結
- 2. 納入業者等が伐採から納入までの各段階の事業者が発行した証明書(分別管理の実施状況を含む)の写しを保有



「同等レベルで信頼性が確保」とあるが具体的にどのようなことをすればいいのか。

23-3

4

合法性の証明を行うためには、ガイドラインの参考3の図 (p73) で記述した取組みにより流通経路を把握することに加え、団体認定方式と同様に、各事業者においては分別管理や書類管理の適切な実施を担保する行動規範の作成、取組み状況の監査 (第三者が望ましい)、及びこれらの公表といった取組みにより、証明の信頼性を確保する必要があると考えています。



原木市場による代行証明とはどのような仕組みか。

J-4

原木市場ないし原木の共販所など原木流通の拠点で、出荷者が伐採業を営んでいないなど業界団体認定を受けられない特殊な事情がある場合、当市場が集荷された物件を、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」3(3)「個別企業等の独自の取組みによる証明方法」に準じて、合法性、持続可能性を証明する手続きを定めて、独自に証明する方法です。

地域の実情に応じて様々な形が考えられますが、出荷者が当原木市場に対して、①伐採届け適合通知書のコピー、②保安林伐採許可書のコピー、などの物件の合法性を示す文書などを提出した場合、これらの文書を審査の上、当原木市場は、買い受け者に対して当該物件の合法性を証明することができるとするものです。

当原木市場は、要領を定め*公表するなど手続きを透明にすると共に、本要領により証明した物件を販売する場合、物件名、申請者、伐採箇所などの情報を公表するなどの手続きが必要です。

(*p46~p49の別添1 「○○原木市場出荷者の合法性・持続可能性の証明に係る取扱要領(案)」参照)



原木市場出荷者の取扱い要領では出荷者が出荷ごとに毎回、物件の合法性を示す文書と、合法木材証明依頼申請書を市場に提出することとなっているが、このことは団体認定の事業者に比べても厳しい要求なのではないか。申請書を2年に一回提出するということにならないか?



要領案はあくまでひな形でありいろいろなバリエーションがありえます。基本的には林野庁ガイドラインの「個別企業等(この場合は原木市場)の独自の取組み」による証明方法、によるので、「団体認定を得て事業者が行う証明方法と同等のレベルで信頼性が確保されるよう取り組む」というのが基本です。

この考え方からすると、原木市場が出荷者の素材生産業者を合法木材出荷生産者として登録し二年に一度の審査をするということもあり得ます。この場合、出荷ごとに合法性を示す文書のコピーと出荷数量・年月日・出荷者などが記載された記録が保管される必要があるでしょう。

また、以上の手続きについて原木市場は公表する必要があります。

○○原木市場出荷者の合法性·持続可能性の証明に係る 取扱要領案(概要)

1 主旨及び目的

原木市場ないし原木の共販所など原木流通の拠点(以下当原木市場)において、出荷者が伐採業を営んでいないなど業界団体認定を受けられない特殊な事情がある場合、当市場が集荷された物件を、林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」3(3)「個別企業等の独自の取組による証明方法」に進じて、合法性、持続可能性を証明する手続きを定める場合のひな形を公表する。

2 手続きの概要

- (1)①伐出を業としない臨時の出材をするもの、②零細な個人経営の業者で業界団体に加入が困難なもの、③その他、業界団体認定を取得出来ない合理的な理由があるもの、に限定し、当原木市場に対して、①伐採届け適合通知書のコピー、②保安林伐採許可書のコピー、などの物件の合法性を示す文書と「合法木材証明依頼申請書及び誓約書」を提出した場合、これらの文書を審査の上、当原木市場は、買い受け者に対して当該物件の合法性を証明することができることとする。
- (2) 当原木市場は、本要領により証明した物件を販売する場合、物件名、申請者、伐採箇所などの情報を公表し、情報及び審査の経緯は5年間保存することとする。
- (3)また、必要に応じて、申請者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとする。

別記1

合法木材証明依頼申請書

平成 年 月 日

○○原木市場殿

(申請者)

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

以下の物件は記載内容の通り伐採に当たって森林法に基づく適切な手続きを踏まえたものである ことを誓約し、同物件の合法性証明を依頼します。

記

	ро
1 物 件 名	
2 数 量	
3 樹 種	
4 伐採箇所	
	○ヘクタール
	○立方メートル
	所有者
	保安林 普通林
5 伐採手続き	1 伐採届け出
	2 地域施業計画適合
	3 保安林伐採許可
	その他別紙に関係書類コピーを添付
6 販売計画	1 貴原木市場に約○立方メートル全て販売します
	2 他の業者にも販売します
7 業界団体認	1業を営んでいない
定を受けら	2 その他()
れない事情	

○○原木市場出荷者の合法性·持続可能性の証明に係る取扱要領 (案)

〇○原木市場 平成20年○月○日作成 平成20年○月○日公表

第一 目的

本要領は、〇〇原木市場(以下「当市場」という)が平成18年〇月〇日に作成した分別管理及び書類管理方針書にもとづき合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品(以下「証明材」という。)を供給するにあたり、出荷者が伐採業を営んでいないなど業界団体認定を受けられない特殊な事情がある場合、当市場が集荷された物件を、林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という)3(3)「個別企業等の独自の取組による証明方法」に準じて、合法性、持続可能性(以下「合法性等」という)を証明する手続き(以下「代行証明手続き」という)を定めるものである。

第二 本要領に基づく証明の対象

本市場の出荷者で以下の事情により業界団体認定を取得出来ないもの

- ①伐出を業としない臨時の出材をするもの
- ②零細な個人経営の業者で業界団体に加入が困難なもの
- ③その他、業界団体認定を取得出来ない合理的な理由があるもの

第三 合法木材証明依頼申請書

本要領に基づいて合法木材証明を受けたいものは、(別途定める手数料とともに)物件の合法性を示す以下の文書及び別記1で定める「合法木材証明依頼申請書」を、当市場へ提出しなければならない。

- ①伐採届け適合通知書のコピー
- ②保安林伐採許可書のコピー
- ③その他森林法上の手続きを満たすことを示す文書のコピー

第四 審査及びその結果の通知

当市場は、上記文書が以下の基準に照らして適切なものと判断した場合は、申請者に通知することとする。

- ア) 合法性を示す文書が森林法上の手続きを満たすものであること
- イ)物件が上記文書が示す伐採箇所からのものであることを示す、合理的な理由があること

第五 証明書の発行

第四の審査により適切と認められた場合、当該物件の合法性を証明する証明書を買いうけ者に発行するものとする。

第六 経緯の公表及び文書の保管

- 1 当市場は本要領により証明した物件を販売する場合、物件名、申請者、伐採箇所などの情報を公表することとする。
- 2 前項の情報及び審査の経緯は5年間保存することとする

第九 立ち入り検査

当市場は、必要に応じて、申請者による合法木材の取扱いが適正であるか否かを検査する ことができるものとし、申請者は、当市場から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を 提供するなど当市場に協力しなければならない。

附則この実施要領は、平成20年○月○日から施行する。